

太田市障がい者団体保養事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者相互の親睦を図り又親子のふれあいを深めることにより障がい者の社会活動の参加の促進並びに障がい者福祉の向上を目的として、障がい者団体（以下「団体」という。）の行う保養事業に対し太田市障がい者団体保養事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金交付対象団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 太田市身体障害者連合会
- (2) 太田市視覚障害者福祉協会
- (3) 太田市聴覚障害者福祉協会
- (4) 太田互療会
- (5) 太田市腎臓病患者連絡協議会
- (6) 太田市手をつなぐ親の会
- (7) 重症心身障がい児（者）父母の会「くれよん」の会
- (8) 太田精神障害者を守る家族の会 ひまわりの会
- (9) 太田市尾島身体障害者団体
- (10) 太田市新田身体障害者団体
- (11) ともの会

(対象事業)

第3条 対象事業は、前条の団体が実施する保養事業、親子旅行等とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、補助金の交付は、1団体につき年1回とする。

- (1) 日帰りの場合 障がい者1人につき2,850円
- (2) 1泊以上の場合 障がい者1人につき4,750円
- (3) 保護者、手話通訳士その他障がい者の外出の介助を行うボランティア
その必要性を認めた場合は、前2号に定める額

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第5条 補助金の交付を受けた団体は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の太田市障害者団体保養事業等補助金交付要綱（平成12年8月1日太田市制定。以下「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、なお合併前の要綱の例による。

3 施行日から平成17年3月31日までの期間に係る補助金については、なお合併前の要綱の例による。

(この要綱の失効)

4 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた団体については、第5条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 3 1 日から施行する。